

食安輸発第 0728005 号  
平成 18 年 7 月 28 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公 印 省 略)

#### 清涼飲料水の取扱いについて

今般、安息香酸及びアスコルビン酸が添加されている清涼飲料水における国内流通品の調査の結果、**10ppb** を超えるベンゼンが検出されていることから、安息香酸及びアスコルビン酸（いずれも塩類を含む。）が添加されている清涼飲料水については、初回輸入時に輸入者に対し自主検査を指導するとともに、継続的に輸入されているこれらの清涼飲料水については、輸入者に対し、定期的な自主検査を実施するよう指導方よろしく申し上げます。

なお、「WHO飲料水ガイドライン（第3版）」のベンゼンに関するガイドライン値、及び水道法でのベンゼンに関する基準値である **10ppb** を超えて検出した場合には、輸入者に対し、自主的に積み戻し又は廃棄を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようよろしく申し上げます。